

令和5年8月31日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和5年8月31日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 41 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 42 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 43 号 農地法第5条の規定による許可の取消について
- 議案第 44 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について
- 議案第 45 号 呉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う意見の決定について

### 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について

### 出席委員

- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 柏木 健二  | 2 番 田中 慎二  | 3 番 谷 新子   | 4 番 宮脇 和幸  |
| 5 番 横段 登   | 6 番 高本 光之  | 7 番 立花 達也  | 8 番 水場 光輝  |
| 9 番 今井 満   | 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 岡本 亮二 |
| 13 番 島田 徹幸 | 14 番 大道 正孝 | 15 番 竹内 誠  | 16 番 新田 隆次 |
| 17 番 石田 尚則 | 18 番 神藤 敦美 | 19 番 北村 正次 |            |

### 推進委員

荒谷 博司

### 事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 谷委員、4番 宮脇委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書」、「資料2 呉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更（案）について」、「農地台帳に関する調査について」、「呉市農業委員会委員協議会総会資料」、「農業委員会だより」、「身分証明書」ですが、ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、焼山西3丁目1216番1ほか7筆、地目は田、面積は2299.6㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難のため売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻及び野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、焼山の中心部、昭和市民センターから天応方面側の場所にあります。1m程の草が生えていますが、少し手を入れれば耕作は可能となります。譲受人も近くに住んでいます。良い案件だと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広白岳4丁目13480番1、地目は田、面積は44㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、仁方隧道の手前右側にあります。手入れも良くされています。譲渡人が遠方に住んでおり、近くに住む譲受人が耕作されます。これも良い案件だと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字西大迫14095番4、地目は畑、面積は129㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、倉橋島の東にある集落内の小さな農地です。譲受人は80歳と高齢ですが元気に耕作されています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町大字中畑字溝ヶ原397番2、地目は田、面積は56㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却するもので、譲受人は、公共事業の代替地を取得し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、安浦から黒瀬方面に向かう県道34線沿い中畑地区にあり

ます。集落から県道へ抜ける市道が建設されることになり譲受人の農地を通る関係で代替地としての申請です。周辺の所有農地もしっかり管理出来ている方なので大丈夫と思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町向字岡ノ上2549番、地目は畑、面積は158㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており、耕作が困難になったため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、かんきつ栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹 内 委 員：15番 竹内です。譲受人のお宅の真横にある小さな畑です。多少草が生えていましたが、作業道には防草シートが敷かれており、管理するうえで問題は無いように思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町久比字西郷2157番6ほか1筆、地目は畑、合計面積は124.54㎡の第2種農地です。2016年までは、譲受人の住宅がありましたが、火災で焼失し、現在空き地となっています。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は野菜及び果樹を作付け、農地として使用するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、久比集落の中にあります。写真の奥にある樹木手前にある防草シートを剥がし、盛り土をした後に農地として利用するとのことでした。ご審議

の程よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

石 田 委 員：17番 石田です。譲受人は新規就農のはずですが、申請書には会社員兼業農家と記載があります。どういう事でしょうか。

事 務 局：譲受人は三原市で届出はされていないようですが、農地を借りて野菜を栽培されています。本人が申請時に、栽培技術がある旨の意思表示として兼業農家を記載されました。

立 花 委 員：7番 立花です。譲受人の住所は三原市須波とありますが、通作距離があるように思います。ちゃんと耕作できるのでしょうか。

議 長：実は、譲受人と同級生で小さなころからよく知っています。親を手伝って農作業をよくされていました。同級生の女子では一番でした。焼失した自宅の跡地、愛着のある土地を農地として管理しようとするもので栽培能力は十分あり、旦那さんもこの島の出身で墓参り等頻繁に帰られています。

議 長：この他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字観音面1615番、地目は畑、面積は328㎡の第2種農地です。転用の目的は、申請地を購入し、駐車場への進入路として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は、苗代で広電バスの下条バス停から熊野方面に150m程いった県道の左側にあります。既に整備されている駐車場への進入路として使用するもので、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：8番 水場です。写真を見る限りバラスで整地されており、既に畑と思えない。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。以前からこの状態でした。今回、正式な手続きを行うものです。

議 長：この他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番と3番は譲受人及び転用内容が同一ですので一括して、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番及び3番を一括して説明します。2番の申請地は、苗代町字河原田102番2，地目は田，面積は293㎡。3番の申請地は，苗代町字河原田103番9，地目は田，面積は23㎡。合わせて316㎡でいずれも第2種農地です。転用の目的は，2番は住宅及び駐車場とするため，贈与されたものです。3番は土地形状を整形し，境界を明確にするため購入するものです。規模等につきましては，住宅1棟，駐車場3区画を整備するものです。写真のように整形された形になっていますが，先月より裏手里道の水道局の管布設工事の進入路及び工事車両の駐車場等として利用するため整地されたものです。農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については，市街化調整区域における建築許可が必要となり，本市都市計画課と事前協議を終えたところです。本件については，都市計画法の規定による建築許可に合わせて許可することになります。農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 荒谷です。申請地は，先程の1番申請地の近くで，少し北側にあります。事務局からも説明があったとおり整地済みですが，転用目的について支障はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、都市計画法の建築許可に合わせ許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、建築許可に合わせ許可と決定します。

議 長：4番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，音戸町高須2丁目4262番1，地目は畑，面積は344㎡の第2種農地です。転用の目的は，駐車場5台及び資材置場として利用するため，売買するもの

です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、音戸市民センターの近くで徒歩2、3分の場所にあります。周りは住宅地で耕作地が点在しています。現地はきれい管理されているのですが、以前から譲受人が管理していたようです。譲渡人が遠方に住んでいることもあり、双方の話し合いの結果、今回の申請になったものとお聞きしました。ご審議をよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：5番と6番については、譲受人及び転用内容が同一ですので一括して、説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町内海南4丁目3091番1ほか5筆、地目は田、面積は合計で3,530㎡の第2種農地、6番の申請地は、安浦町内海南4丁目3094番5、地目は田、面積は250㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル880枚、発電容量350kwを設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため自家消費計画の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部内海地区にあります。この写真は、写し方が良くなく、ゴミが見えるコンクリート塀の奥側です。川下には稲作が行われているので水路に排水するように伝えました。10年程前には水稻栽培をされていたようですが、現在、草に覆われていることを考慮し、仕方がないのかなと思います。ご審議をよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：8番 水場です。写真を見る限り平坦地のようだが傾斜はないのですか。



今井委員：9番 今井です。平坦のようでも段はあります。

議 長：この他、何かご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可します。

議 長：次に、議案第43号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町安登東4丁目2090番1、地目は畑、面積は59㎡の第2種農地です。申請地は、令和5年4月総会において、駐車場として利用するため、許可されたものですが、譲受人が購入を取消したため、取消願が提出されたものです。なお、土地の所有権移転登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。許可申請の時も私が確認しました。面積も小さく管理された状況ですが、譲受人が取りやめるのが理由では仕方がないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

石田委員：17番 石田です。本件申請者は4月の許可申請時には相続財産管理人、今回は相続財産清算人となっているが、単に法律改正による名称変更と理解してよろしいですか。

事務局：はい、その通りです。（同一人物です。）

議 長：この他ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消と決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：次に、議案第44号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農林水産課：呉農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としております。

「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしております。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の御意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしくご説明いたします。それでは、計画変更について御説明いたします。お手元に配付しております、「資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「2 変更理由」にございますように、呉農業振興地域整備計画について、「農用地区域内の農地を他の用途に供するための除外」及び「中山間地域等直接支払事業の対象農用地となるための編入」により、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容について御説明させていただきます。(1)「農用地利用計画について」ご説明いたします。①の「農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」におきまして、資料の2ページの(別紙1)に示しております5件については、所有者より農用地区域の除外の申出がされております。農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので、4ページの土地利用計画図に示しています位置図と5ページから14ページの詳細図を併せて御覧下さい。1件目でございますが、詳細図5、6ページ対図番号①豊浜町大字豊島字向平2718-1他一筆、合計面積336㎡で住宅建設用地として使用すると申し出でございます。2件目でございますが、詳細図7、8ページ対図番号②安浦町大字中切字信祖782、面積862㎡で太陽光発電用地として使用すると申し出でございます。3件目でございますが、詳細図9、10ページ対図番号③安浦町大字女子畑字青木原1418-1、面積699㎡で太陽光発電用地として使用すると申し出でございます。4件目でございますが、詳細図11、12ページ対図番号④、安浦町大字女子畑字平畑898、他4筆、合計面積2871㎡で太陽光発電用地として使用すると申し出でございます。5件目でございますが、詳細図13、14ページ対図番号⑤、安浦町大字中畑字打田ヶ原1439、面積286㎡で治山堰堤の設置用地として使用するものでございます。以上の5件につきまして、現地調査を行いました結果、「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものでございます。②の「農用地区域内の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について」におきまして、資料の

3ページの(別紙2)に示しております1件については、所有者より農用区域の編入の申出がされております。安浦町大字中切字西麻畠402-1番ほか1筆、安浦町大字中切字小田屋1394番ほか2筆、安浦町大字中切字梶取1108番、合計面積2,618㎡を中山間地域等直接支払事業等の補助事業対象農地として長期にわたり耕作を継続していきたいとの申し出です。編入につきましても、現地調査を行い、将来的にも営農が継続されるため、農用区域へ編入し、農用地利用計画を変更するものです。簡単ではございますが、以上で「農業振興地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。農業振興地域整備計画はかなり前からある制度で、メリットとデメリットがあります。私は、デメリットの方が多いように思っています。例えば、振興地域から除外するには公告縦覧期間を含め長い時間を要する。その後、農業委員会の転用許可申請を行う必要があります。担当課として、どのようなお考えかお聞かせください。

農 林 水 産 課：制度が古く現状にそぐわないのご指摘がありました。この計画地域内を重点的に振興するとの国の方針ですので、当課としては必要な制度(計画)であると考えます。いずれにせよ、今後、手続きが簡素化されることもないので、当課としては、地域の実情を鑑み柔軟な対応をするため、年2回の変更を行っていきます。

議 長：私は、メリットはあると思っています。振興地域内の方は気付いていないかもしれませんが、私の住む川尻地区は指定地域外で、国等の良い制度があっても対象地域外との理由で利用できない場合が多々あります。今回、安浦町の農地が加わる計画ですが、メリットがあるから編入されるのではないのでしょうか。

石 田 委 員：17番 石田です。農振制度の恩恵を受け、圃場整備や農道整備を行った農地に太陽光発電施設整備を理由に農振地域から除外される計画ですが、新規就農者や担い手に利用してもらったほうが良いと思います。太陽光発電施設を規制できないものか。

農 林 水 産 課：太陽光発電は、国の推奨する新しいエネルギー発電であり、除外要件に該当します。拒む理由にはならないものと考えます。

岡 本 委 員：13番 岡本です。地域が決めることで、国の言う事を聞かなければならない訳でもない。条例を制定し、太陽光発電の設置を規制している地域もある。(宮崎県綾町)

議 長：この他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議あり

ませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

議 長：次に議案第45号「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更（案）について」を、ご説明いたしますので、資料2をご準備ください。資料2は、このたびの「基本構想の変更（案）」についてまとめた1枚ものと、ホチキス止めの基本構想本文とで構成されています。本文の見直し箇所については、アンダーラインを入れております。これから、主な見直し箇所について、1枚ものの資料に沿いながら、説明しますので、ページ数を申し上げた際には、本文の該当ページを開いて、ご確認ください。まず、基本構想の策定についての趣旨でございますが、呉市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県の策定した基本方針に即しつつ、地域の実情を踏まえながら、独自に目標を定めた基本構想を策定しています。このたび、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに基づき、広島県の基本方針が令和5年4月に変更されました。これに伴い、改正された基盤強化促進法の趣旨や、県の基本方針を踏まえ、見直しを行い変更するものです。また、基盤強化促進法において、基本構想を策定もしくは変更する際には、関係する農業委員会や農業協同組合に対して、意見を聴取することとなっておりますので、このたび、お諮りするものです。では、基本構想の変更概要についてですが、変更箇所は多岐に及びますので、主な変更点を6つに絞って、ご説明いたします。まず、1枚ものの資料の基本構想の変更（案）にあります2変更概要の（1）の、「法の一部改正に基づく県基本方針の変更による変更」についてです。こちらは、法の一部改正に基づく県基本方針の変更に伴い、基本構想の全体に対し変更を行っております。次に、（2）の「第1 人・農地プランから地域計画への変更」についてです。該当ページは、2ページです。2ページをお開きください。2ページの中ほどから下に、12行に及んで変更している箇所についてですが、法改正前までは「人・農地プラン」の名称で規定されていた、「人」いわゆる担い手に「農地」を集積していく将来方針を、「地域計画」として名称を変更し、法定化することとして、法第19条第1項の規定により変更しております。次に、（3）の「第3 農業を担う者の確保 及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項の追加」についてです。該

当ページは少し飛びまして10ページです。10ページをお開きください。追加箇所は、10ページの表下から、12ページに及んで追加されております。この項目は、変更前は「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」として記載されておりましたが、変更前の事項を削除し、法第6条第2項第4号の規定により追加しております。次に、(4)の「第4 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の追加」についてです。12ページをお開きください。12ページの8行目から13ページの中ほどにかけて、法第6条第2項第5号の規定により追加しております。次に、(5)の「第5の1 地域計画推進事業の記述の追加」についてです。14ページをお開きください。14ページの12行目から15ページの6行目にかけて、地域計画推進事業に関する事項を、法第6条第2項第6号イの規定により追加しております。次に、(6)の「第5の2 移行期間における利用権設定等促進事業の取扱いの記述の追加」についてです。15ページをお開きください。15ページの8行目から12行目にかけて、法の一部改正後においても、同法附則第5条の経過措置により引き続き、法施行後2年間は、農用地利用集積計画の作成を行うため、記述を追加しております。最後に、変更概要として記載しておりませんが、根拠法の条ずれなど、該当箇所を適宜、修正しております。以上、簡単ではございますが、基本構想の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の変更」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。資料の6ページ「個別経営体」についてお尋ねします。表中にある経営はどれも規模が大きいが、この経営体は、何を意味するものか。

農 林 水 産 課：農家への聞き取りを行い、認定農業者となり得る経営モデルをお示したものです。例として果樹、野菜、花卉など呉市内で想定される農業の経営指標です。

高 本 委 員：6番 高本です。用語の説明をお願いします。PDCAサークルの意味は。

農 林 水 産 課：目標を達成するための取組や仕組み、計画・実行・評価・改善の英語の頭文字を取ったものです。

石 田 委 員：17番 石田です。資料は事前送付して頂けないか。その日に示された資料をみて回答を求められても困る。

横 段 委 員：5番 横段です。資料の見方、解説文も一緒に送ってください。

農 林 水 産 課：分かりました。次回以降は、資料を事前送付します。

議 長：この他、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：次に報告事項について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について，この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので，農地法第4条の規定による届出が1件，農地法第5条の規定による届出が1件ございましたので，報告します。続きまして，この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので，非農地証明申請について3件を証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから，何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他，事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：「農地台帳に関する調査」については，今年度も10アール以上の農地を所有，耕作されている世帯（近隣の市町に在住の方を含む。3年に1回実施）を対象に，農地の所有状況，耕作状況について9月に調査を行います。調査票は，一昨日に5，187件分を発送しました。提出期限は9月21日，木曜日としていますが，それ以降も随時受け付けます。この調査の周知のため，8月発行の市政だより9月号に調査実施の記事を掲載しています。農業委員の皆様にも，相談やお問い合わせ等があることが予想されますので，ご協力くださいますようお願いいたします。

議 長：今までを通して，ご意見，ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：皆様へ報告があります。今月の18日の午前中に，広島県農業会議農業委員会会長会議がありました。呉市と同様に農業委員の改選を行った市町があり，会長の交代に伴い広島県農業会議の役員（理事・監事）と常設審議委員の選出を行いました。また，午後から，常設

審議委員会（農地部会）がありました。常設審議委員会は、毎月18日にあり、県内の第一種農地や30a以上の農地転用について意見聴取を行う会議で、この度も色々と意見を出し合い協議を行いました。今後も、機会をみて参加した会議の報告をさせていただきます。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第10回総会は、9月29日 金曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和5年第9回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

この後、10分休憩後、委員協議会総会を開催します。

(午後3時20分)

以上は、令和5年第9回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....